

第 1 章 橿原市の概要

1. 市の概況

橿原市は、奈良県のほぼ中央に位置し、東西 6.40km、南北 7.75km、面積は 39.56km²の広がりを見せ、東は桜井市、西は大和高田市、南は明日香村、高取町、北は田原本町と接している。

地形は全体的に起伏が少なく、市内の中央部には飛鳥川、西には曽我川、北には寺川が流れている。

また、本市は良好な交通の利便性から、京阪神の通勤圏として発展してきた一方で、万葉の時代を偲ばせる大和三山が鼎立し、その中央には藤原宮跡があり、その周囲には歴史的文化遺産が点在し、自然環境にも恵まれている。

表 1－1 橿原市の面積推移の概要

編入年月日	編 入 地 域	編入面積	総面積
昭和 31 年 2 月 11 日	磯城郡耳成村、高市郡畝傍町、鴨公村、八木町、今井町、真菅村が合併	26.67km ²	26.67km ²
昭和 31 年 7 月 3 日	高市郡金橋村、新沢村を編入	8.17 km ²	34.84 km ²
昭和 31 年 9 月 30 日	桜井市大字池尻、南山、戒外、南浦、木之本、下八釣、膳夫、出合、出垣内を編入	3.40 km ²	38.24 km ²
昭和 32 年 7 月 11 日	大和高田市大字箸喰、磯城郡田原本町大字飯高、大垣、豊田、西新堂、新口を編入	2.19 km ²	40.43 km ²
平成元年 11 月 10 日	建設省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」により面積値を改定		39.47 km ²
平成 3 年 10 月 1 日	建設省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」により面積値を改定		39.52 km ²
平成 26 年 10 月 1 日	国土交通省国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」により面積値を改定		39.56 km ²

表 1－2 位 置

方位	地 名	経 度	方 位	地 名	緯 度
東端	東池尻町	東経 135° 49' 55"	南端	観音寺町	北緯 34° 27' 47"
西端	観音寺町	東経 135° 45' 02"	北端	十市町	北緯 34° 32' 15"

表 1－3 市役所の位置

地 名	経 緯 度
檀原市八木町 1 丁目 1 番 1 8 号	東経 135° 47' 33" 北緯 34° 30' 33"

表 1－4 地 勢

面積 (km ²)	広 ば う (km)		海 抜 (m)	
	東西	南北	最高地	最低地
3 9 . 5 6	7 . 5	8 . 3	2 1 0 (貝吹山)	5 0 (飯高町)

表 1－5 市街化区域・市街化調整区域（単位：ha）

区 分	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	市 街 化 調 整 区 域
面 積	3, 9 5 2 . 0	1, 7 5 0 . 6	2, 2 0 1 . 4

地域創造課 平成 2 8 年 4 月 1 日現在

表 1－6 市街化用途地域（単位 ha）

区分	総 数	第 1 種 低層住居 専用地域	第 2 種 低層住居 専用地域	第 1 種 中高層住居 専用地域	第 2 種 中高層住居 専用地域	第 1 種 住居地域	第 2 種 住居地域	準 住 居 地 域	近隣商業 地 域	商 業 地 域	準 工 業 地 域	工 業 地 域
面積	1750.6	242.0	—	314.4	—	638.6	10.9	9.3	129.1	95.1	280.7	30.5
比率	100.0	13.8	—	18.0	—	36.5	0.6	0.5	7.4	5.4	16.0	1.8

地域創造課 平成 2 8 年 4 月 1 日現在

表 1－7 風致地区

名 称	面積 (ha)	位 置
耳 成 山	40.4	木原町、山之坊町の一部
香 久 山	109.0	戒外町、南浦町、南山町、東池尻町の一部
畝 傍 山	173.0	四条町、大久保町、畝傍町、久米町、西池尻町、吉田町、大谷町、慈明寺町、山本町の各一部
藤 原 宮 跡	52.9	高殿町、別所町、醍醐町、田中町の各一部
菖蒲池古墳	10.0	菖蒲町 4 丁目、五条野町の各一部

緑地景観課 平成 2 8 年 4 月 1 日現在

表 1－8 歴史的風土保存地区

名 称	面積 (ha)	位 置
耳 成 山 保 存 区 域	40.4	木原町、山之坊町の一部
耳成山特別保存地区	16.0	
香 久 山 保 存 区 域	163.7	戒外町、南浦町、南山町、東池尻町の一部
香久山特別保存地区	48.0	
畝 傍 山 保 存 区 域	173.0	四条町、大久保町、畝傍町、久米町、西池尻町、吉田町、大谷町、慈明寺町、山本町の各一部
畝傍山特別保存地区	126.0	
藤 原 宮 跡 保 存 区 域	52.9	高殿町、別所町、醍醐町、田中町の各一部
藤原宮跡特別保存地区	22.0	

緑地景観課 平成 2 8 年 4 月 1 日現在

表 1－9 人口推移

(各年 4 月 1 日現在)

年 次	世帯数	人 口			人口密度 (人/km ²)	摘 要
		総 数	男	女		
昭和 31 年	7,889	38,560	18,022	20,538	1,446	市制施行（6ヶ町村合併）
35	10,097	50,985	24,031	26,954	1,290	昭和 31 年金橋村、新沢村、桜井市の一部編入 昭和 32 年大和高田市、田原本町の一部編入
40	11,812	56,656	26,951	29,705	1,434	
45	18,374	72,641	35,025	37,616	1,838	
50	26,615	94,412	45,919	48,493	2,389	
55	30,502	106,089	51,523	54,566	2,684	
60	33,324	112,302	54,514	57,788	2,842	
平成元年	34,936	114,622	55,742	58,880	2,900	面積値を改訂
3	36,213	116,246	56,436	59,810	2,941	面積値を改訂
5	37,743	118,335	57,380	60,955	2,994	
10	42,865	124,845	60,493	64,352	3,159	
11	43,362	124,931	60,501	64,430	3,161	
12	43,910	125,174	60,579	64,595	3,167	
13	44,581	125,365	60,561	64,804	3,172	
14	45,288	125,604	60,627	64,977	3,178	
15	45,866	125,678	60,626	65,052	3,180	
16	46,531	125,964	60,742	65,222	3,187	
17	46,861	125,533	60,494	65,039	3,176	
18	47,482	125,728	60,497	65,231	3,181	
19	47,940	125,608	60,329	65,279	3,178	
20	48,529	125,515	60,273	65,242	3,176	
21	49,112	125,454	60,136	65,318	3,174	
22	49,778	125,605	60,166	65,439	3,178	
23	50,262	125,493	60,146	65,347	3,175	
24	50,758	125,466	60,135	65,331	3,175	
25	51,270	125,363	60,066	65,297	3,172	
26	51,684	125,073	59,837	65,236	3,164	面積値を改訂
27	52,034	124,489	59,459	65,030	3,150	
28	52,349	123,842	59,142	64,700	3,130	

2. 環境行政の概要

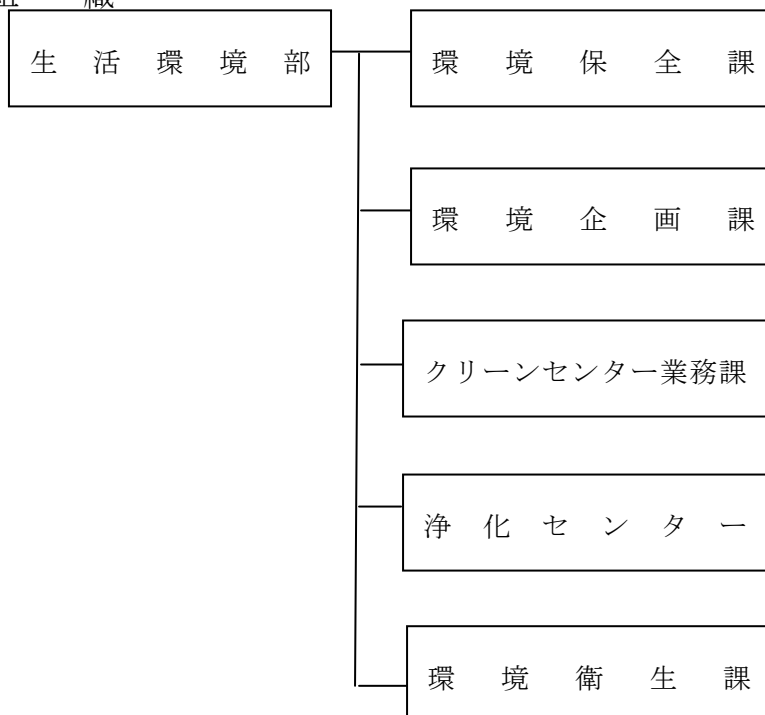
(1) 環境行政の歩み

年 月	項 目
S42. 8	公害対策基本法公布施行
S43. 12	大気汚染防止法施行
S45. 4	橿原市衛生公害課設置
S46. 4	橿原市公害対策審議会設置
S46. 6	水質汚濁防止法、悪臭防止法施行
S46. 7	奈良県公害防止条例公布施行
S47. 4	騒音規制法に基づく特定工場、特定建設作業に伴う騒音の規制地域指定を受ける
S47. 4	水質検査開始
S47. 5	悪臭防止法施行令施行（悪臭 5 物質が指定）
S48. 6	奈良県光化学スモッグ緊急対策要領実施
S48. 11	瀬戸内海環境保全臨時措置法施行
S51. 6	振動規制法施行
S51. 9	悪臭防止法施行令が一部改正され、悪臭 3 物質が追加指定
S53. 4	振動規制法に基づく規制地域に指定
S54. 1	衛生公害課から保健センターに改称
S54. 6	瀬戸内海環境保全特別措置法施行 水質汚濁防止法が一部改正され、水質総量規制を導入
S55. 6	曽我川に環境基準の類型が指定
S57. 2	悪臭防止法による指定地域となる
S57. 2	寺川、飛鳥川に環境基準の類型が指定
S63. 4	奈良県悪臭防止対策指導要綱施行
H2. 2	県より、自動車排出ガス測定局が橿原市役所に設置
H2. 4	悪臭防止法施行令が一部改正され、悪臭 4 物質が追加指定
H5. 11	公害対策基本法を廃止し、環境基本法公布施行
H6. 6	悪臭防止法施行令が一部改正され、悪臭 10 物質が追加指定
H6. 9	公害対策基本法の廃止に伴う橿原市公害対策審議会の廃止
H6. 11	飛鳥川流域生活排水対策推進会議設立
H8. 3	奈良県環境総合計画策定
H8. 12	騒音に係る環境基準の地域類型の指定
H9. 4	奈良県環境基本条例施行 奈良県生活環境保全条例施行
H9. 4	機構改革により環境総務課環境保全対策室を設置

年 月	項 目
H9. 6	環境影響評価法を公布
H10. 6	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布
H10. 10	地球温暖化対策の推進に関する法律公布
H10. 12	奈良県環境影響評価条例公布
H11. 2	水質汚濁に係る環境基準が改正され3物質が追加指定
H11. 4	騒音に係る環境基準の改正
H12. 1	ダイオキシン類対策特別措置法施行
H13. 4	環境対策課を設置 特定家庭用機器再商品化法施行
H15. 2	土壌汚染対策法施行
H16. 4	環境施設整備室を設置
H18. 4	環境施設整備事務所を設置
H19. 4	浄化センターを設置
H20. 3	橿原市地球温暖化対策推進実行計画を策定
H21. 4	環境政策課地球温暖化対策室を設置
H22. 3	飛鳥川の環境基準類型が変更
H22. 10	橿原市地球温暖化対策地域協議会(エコライフかしはら)設立
H23. 4	地球温暖化対策室を廃止し、環境政策課温暖化対策係を設置
H24. 4	機構改革により環境保全課を設置
H24. 9	橿原市環境基本条例を施行
H25. 3	橿原市環境総合計画・橿原市地球温暖化対策推進実行計画(第2次)を策定

（２）環境行政の体制（平成 27 年度）

① 組 織



②環境保全課の事務分掌

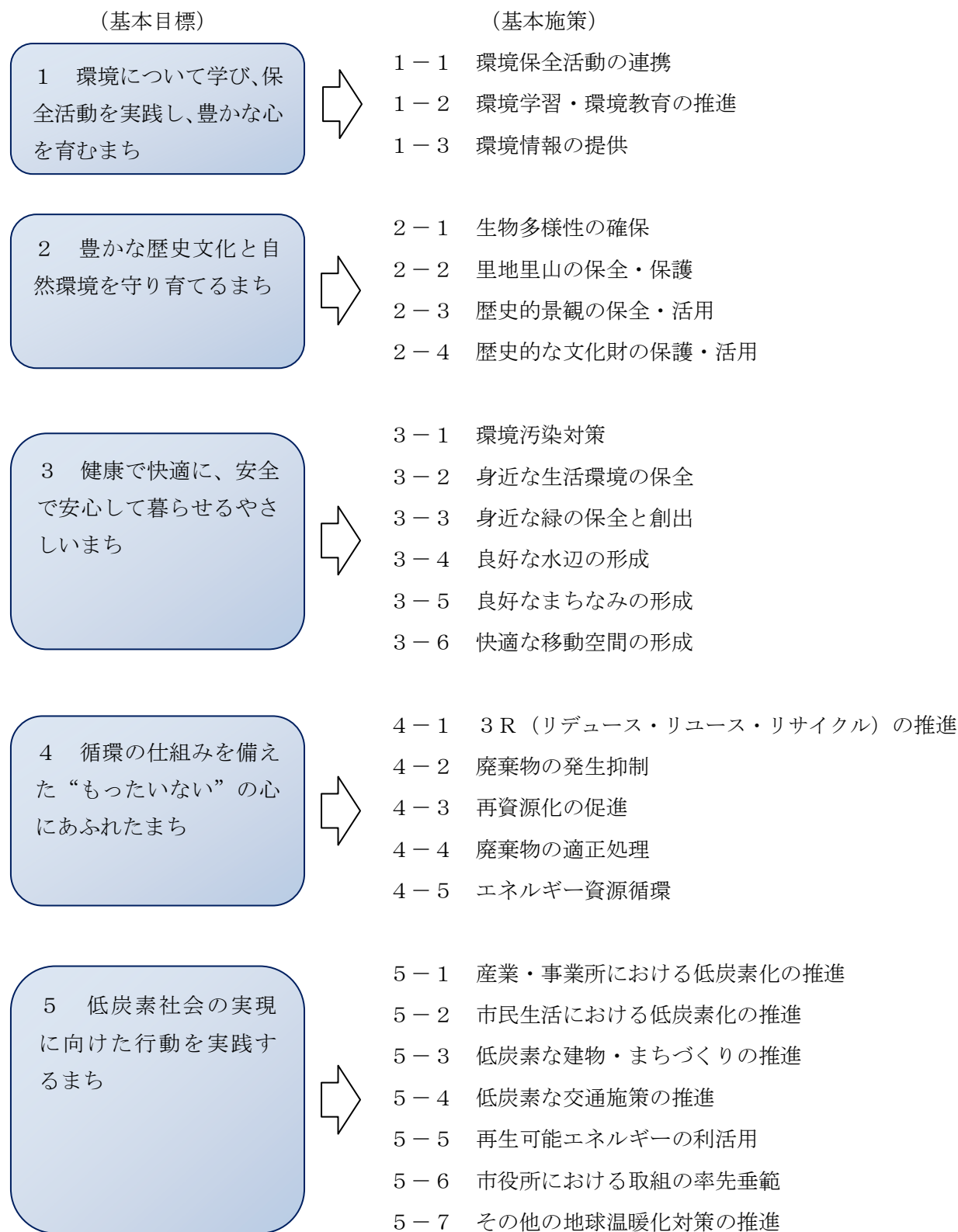
- (1) 地球温暖化対策に関すること。
- (2) 環境保全対策の調整及び指導に関すること。
- (3) 環境保全思想の啓発に関すること。
- (4) エネルギー対策に関すること。
- (5) 環境の保全及び創造に係る計画に関すること。
- (6) 環境審議会に関すること。
- (7) その他環境保全に関すること。
- (8) 資源リサイクルの計画及び普及促進に関すること。
- (9) 資源物の処理に関すること。
- (10) 各種教室の運営に関すること。
- (11) 施設見学の受付及び案内に関すること。
- (12) 啓発設備の維持管理に関すること。
- (13) 施設の運営管理に関すること。
- (14) 残渣の管理及び運搬に関すること。
- (15) 廃棄物の受入対応に関すること。
- (16) その他一般廃棄物のリサイクルに関すること。

(3) 檜原市環境基本条例

良好な環境を保全・創造し、次世代に引き継ぐための基本となる考え方、市、市民、事業者の役割、それぞれの取り組みの基本的な事項を定めたもので、環境保全と創造について、理念条例と位置づけ憲法のような役割を果たすものとして平成 24 年 9 月に制定しました。

(4) 檜原市環境総合計画

檜原市環境総合計画は檜原市環境基本条例の規定に基づき策定されるもので、檜原市の環境の保全と創造に関する総合的、かつ長期的な施策の大綱として、「檜原市第 3 次総合計画」の環境面で最も基本となるもので平成 25 年 3 月に策定しました。計画の対象期間は平成 25 年度を初年度、平成 34 年度を目標年度とする 10 年間です。本市では、檜原市第 3 次総合計画の将来像である「歴史・文化と人がつくる交流都市」や檜原市環境基本条例、さらには市民が求める望ましい環境像である「豊かで美しい自然環境と歴史的景観が織りなす魅力あふれる“かしはら”の実現に向けて 5 つの基本目標に基づく施策と市民協働プロジェクトを展開していきます。



【市民協働プロジェクト】

■協働プロジェクト1 『かしはら魅力再発見・プロジェクト』

橿原の自然・歴史文化を題材にした自然体験活動や環境学習を積極的に推進し、地域の実情に合った、橿原市独自の環境教育プログラムを推し進めます。

■協働プロジェクト2 『エコライフスタイル・プロジェクト』

家庭・事業でできる省資源・省エネルギーの取組の紹介や情報提供を行い、地球にやさしい「エコライフ」の実践を促進します。

■協働プロジェクト3 『絆づくり・プロジェクト』

“地域の絆”や“市民同士の絆”を深めるとともに、市民生活を将来にわたって守っていくための行政力を高めます。そして市民と行政の絆、信頼を深めることで、市民協働による「環境にやさしいまち」づくりに取り組みます。

【進行管理】

本計画では、管理手法（マネジメントシステム）の基本的な考え方であるPDCAサイクルを用い、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の4つのステップで計画の進行管理を行います。

（5）橿原市環境審議会

橿原市環境審議会は庁内組織からの報告を受け、実施の効果、実施計画の妥当性、環境問題の最新の動向などを総合的に判断し、計画の進捗状況をチェックします。

（6）橿原市美しいまちづくり条例

清潔で快適な生活環境を確保することを目的とし、ごみの散乱のない美しいまちづくりのため、市、市民等及び事業者の責務を定めたものです。環境の美化に関し、ポイ捨て禁止、飼い犬のふんの始末など市が積極的に施策を推進するとともに、市民等及び事業者の協力、責任、その自主的な活動を促進するもので、平成16年9月30日に制定しました。